

# 予備自衛官等協力事業所表示制度について

## 1. 予備自衛官等協力事業所制度とは

予備自衛官等協力事業所表示制度は、事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定し称揚することにより、予備自衛官等の制度に対する社会的な関心と理解を深め、同制度の円滑な運用に資することを目的としています。

予備自衛官等協力事業所に認定された事業所には、「表示証」を交付し、防衛省や地方協力本部のHP等で紹介します。

## 2. 予備自衛官等協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

### ○ 地本長認定協力事業所

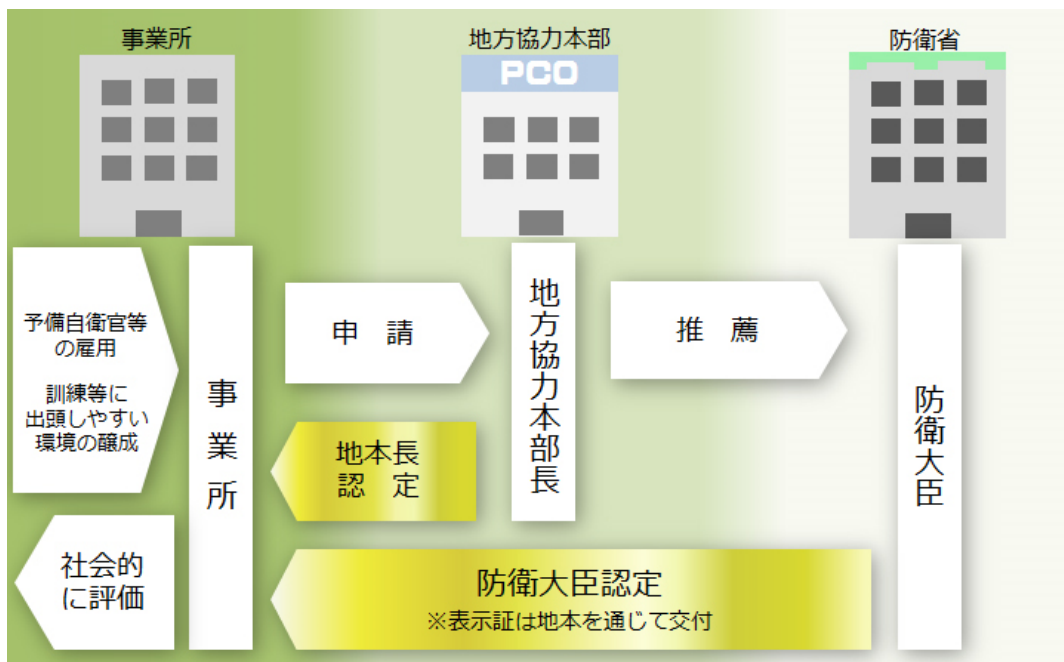
申請のあった事業所の中から、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。

認定は、予備自衛官又は即応予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます。)から行います。

### ○ 大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

### 認定までのイメージ



## 予備自衛官等協力事業所表示制度について

### 3. 予備自衛官等協力事業所の有効期間の延長、失効及び取消しについて

#### ○ 認定の延長

予備自衛官等協力事業所については、有効期間を設け、有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況等を確認し、有効期間を延長します。なお、認定する際、延長する際の認定の有効期間は、3年を超えない期間となります。

#### ○ 認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末日の翌日にその効力を失います。

#### ※ 有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに一年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

#### ○ 認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定をすることが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

### 4. 予備自衛官等協力事業所の広報

予備自衛官等協力事業所として認定された事業所については、防衛省や地方協力本部のHPへの掲載などにより広報を行います。

また、「表示証」については、事業所の内外に表示することにより、事業所のPRにご活用下さい。